大阪ふれあいキャンペーン実行委員会ソーシャルメディア運用基準

大阪ふれあいキャンペーン実行委員会

1. 運営
2. 投稿者

大阪ふれあいキャンペーン実行委員会事務局（以下、「事務局」という）

1. 投稿内容

・大阪ふれあいキャンペーン実行委員会の事業等の紹介

・障がいに関する普及啓発

・構成団体（市町村、各団体）のイベント、広報、啓発物等の紹介

・障がい者週間の紹介　等

1. フォロー、ダイレクトメッセージ

（１）フォローしているアカウントに関しては、当該アカウントに対する賛同や同意、支援等の意思を示すものではない。

（２）「ダイレクトメッセージ」に対する対応は原則行わないため、各投稿内容に対する詳細な問合せについては、投稿記事を提出いただいた団体が対応する。

３．著作権

　投稿記事に掲載されている、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の著作権は大阪ふれあいキャンペーン実行委員会又は正当な権利を有する者に帰属する。無断使用・無断転載を禁じる。

1. 免責事項

　投稿記事に掲載されている情報の正確さには万全を期すが、事務局は利用者が投稿記事の情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではない。いかなる場合でも事務局は、利用者が本アカウントにアクセスしたために被った損害及び損失について、何ら責任を負わない。

1. お問い合わせ

　投稿内容に関するお問い合わせは各投稿に記載の団体等へ直接お問い合わせください。

1. その他

　この基準に定めるもののほか、ソーシャルメディアの運営に関し必要な事項は会長が定める。

（附則）

１．この要綱は、令和３年８月24日から実施する。